

運転経歴証明書制度について

運転経歴証明書とは？

運転経歴証明書とは、自主返納（申請取り消し）した運転免許の過去5年間の経歴を証明するものです。有効な運転免許をお持ちの方で、「もう、車の運転はしない。免許はいらない。」と思われる方は、有効期間内でも自主返納（申請取り消し）をすることができ、自主返納した方は、運転経歴証明書の交付申請をすることが出来ます。（有効期限切れの場合等はできません。）

こんな悩みに対応します。

- 運転経歴証明書を申請したいけれど、申請できる期間が短くて困る。
- 運転免許証を返納したいけど、身分証明書が無くなるので困る。
- 記載事項の変更や再交付が出来ないので困る。



- 運転経歴証明書の交付申請期間が、自主返納（申請取り消し）後、5年以内に延長されました。
- 住所変更、再交付の手続きは、免許証と同様に可能です。
- ☆ 平成28年7月から日曜日も運転経歴証明書の交付申請等が可能です。（予約が必要です）
第1日曜日は嶺南センター、第2～第5日曜日は春江のセンターで対応できます。

申請方法は？

(1) 申請場所	<ul style="list-style-type: none">○ 運転者教育センター（春江、奥越、丹南、嶺南）○ 各警察署交通課
(2) 申請時間	<ul style="list-style-type: none">○ 運転者教育センター 午前10時～午前11時迄 午後2時～午後3時迄○ 各警察署 午前8時30分～午後3時迄
(3) 申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">○ 本人の住所、氏名、生年月日が確認できる書類（住民票の写し等） ※ 運転免許の取り消し申請と同じ日に運転経歴証明書の交付申請をする場合は不要です。○ 申請用写真（大きさ3センチ×2.4センチの証明写真） ※ 運転者教育センターで申請する場合は不要です。
(4) 交付手数料	1,000円（福井県の収入証紙）
(5) その他	<ul style="list-style-type: none">○ 再交付申請は、警察署では出来ません。○ 即日交付を希望する方は、直接運転者教育センターにお越しください。

注) 個人番号の通知カードは運転免許関係で利用できません。

その他

- 申請できる方は「自主返納した方」に限られます。（有効期限切れの場合等は出来ません。）
- すでに運転経歴証明書をお持ちの方は、そのままお持ちいただき構いません。
- 身分証明書としての活用も可能ですが、次の点に注意してください。
・ 身分証明書としての取扱いは、提示先等の判断によるため、**全てに通用するものではありません。**

詳しくは、お近くの運転者教育センターに、お問い合わせください。

運転免許課	（春江）免許係	電話	0776-51-2820
	奥越分室	電話	0779-66-7700
	丹南分室	電話	0778-21-3613
	嶺南分室	電話	0770-45-2121